

証券コード 2209
2022年6月1日

株 主 各 位

三重県津市高茶屋七丁目1番1号
井村屋グループ株式会社
取締役社長 中島伸子

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

(新型コロナウイルス感染防止対策に関するお知らせ)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、書面・インターネット等による事前の議決権行使のご活用も宜しくお願い申し上げます。

なお、本年は株主総会のお土産をご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月16日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（3頁～4頁）をご参照いただき、2022年6月16日（木曜日）午後5時までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所 三重県津市羽所町700番地 ホテルグリーンパーク津6階 伊勢・安濃の間
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第85期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第85期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.imuraya-group.com/>) に掲載させていただきます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月16日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
・電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大により経済活動が繰り返し制約を受けたことに加え、エネルギー価格や原材料価格などの上昇により、厳しい経営環境にて推移しました。また、ロシア・ウクライナ情勢に端を発する地政学リスクの高まりでエネルギー・原副材料の供給に影響を及ぼし、先行きは不透明な状況となっております。

菓子・食品業界におきましても、コロナ禍において消費者の生活様式や消費行動が変化し、原副材料の高騰や、物流費、動燃費等の上昇により、予測が難しい経営環境が続いております。

このような状況のもと当社グループは、変容する新常态に対応した事業運営を行うため新中期3カ年計画「Be Resilient 2023 ～新しい時代をしなやかに生きる～」を期首に策定し、新しい時代に生き残っていく変革テーマを「バランス経営」と定め、持続可能な「継栄」を目指しております。

また、新中期3カ年計画ではESG経営・SDGs活動を経営戦略の中核に定めるとともに、2023年度末の非財務指標を設定し、温室効果ガス排出削減 2013年度比 35%減、国内事業廃棄物量削減 2019年度比 50%減、女性管理職比率 15%以上を数値目標として、活動を進めております。

初年度となる2021年度は活動方針として

- ①ニューノーマル(新常态)に対応した新価値創造への挑戦
- ②「おやくだち」企業としての社会との共生
- ③次世代の人材育成と活気ある企業風土の醸成

を掲げ、生産性向上や働き方改革により収益構造の強化に取り組みました。

当社グループの売上高は、井村屋株式会社において冷蔵カテゴリーや食品カテゴリーが好調に推移しました。冬物商品においても付加価値の高い「肉まん・あんまん」商品の販売戦略を強化し、売上は前期を上回りました。BtoB事業の井村屋フーズ株式会社では家庭内食に係るOEM受託商品の売上が伸長しました。また、米国でアイス事業を展開しているIMURAYA USA, INC. (以下「IMU」と記載)では日本から輸入した井村屋商品の売上が増加しました。

その結果、連結売上高は、421億51百万円となりました。

コスト面では、グループ全体で取り組んでいる食品ロス削減活動や継続した生産性向上活動の効果により、売上原価が低減しました。また、井村屋フーズ株式会社に建設した新スパウチ工場が順調に稼働しました。

その結果、営業利益は前期比9億51百万円(126.3%)増の17億4百万円、経常利益は前期比11億53百万円(125.2%)増の20億75百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比8億15百万円(124.1%)増の14億73百万円となり、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに過去最高の業績となりました。

なお、当社グループでは、2021年4月より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しております。このため、当連結会計年度における経営成績に関して、売上高については前連結会計年度と比較した増減額及び前期比(%)を記載せずに説明しております。この結果、当連結会計年度における売上高については、適用前の計上方法と比較して、33億15百万円減少しております。

当連結会計年度の連結売上高を従来の会計基準と比較すると前期より7.9%増加し、過去最高の売上高となっております。

各セグメントの概況は次のとおりであります。

① 流通事業

流通事業(BtoC事業)の中心となる井村屋株式会社では「あずきバー」シリーズが年間を通じて好調に推移し、売上本数は前期比102.7%の3億本を達成し、過去最高の売上本数となりました。BtoB事業の井村屋フーズ株式会社では、スパウチ商品の受注が順調に推移しました。また、IMUでは日本からの輸入商品の売上が増加しました。

以上の結果、流通事業の売上高は、376億56百万円となり、セグメント利益は前期比12億17百万円(91.6%)増の25億47百万円となりました。

流通事業におけるカテゴリ一別の概況につきましては以下のとおりです。

(菓子カテゴリ)

あずきの煮汁を有効活用した「煮あずき製法」による健康志向で機能性の高い「片手で食べられる小さなようかん」や防災用商品の「えいようかん」が順調に推移しました。また、専門店のような出来立ての美味しさをコンセプトにした冷凍和菓子シリーズも好評をいただき、「4コ入大福（つぶあん）」「4コ入きなこおはぎ（つぶあん）」「4コ入あん入黒糖わらび餅（こしあん）」「4コ入あったか餅入ぜんざい」の売上が伸長しました。また、海外市場においても、IMUでは井村屋株式会社及び井村屋（大連）食品有限公司（中国）から輸入したカステラの売上が増加しました。

以上の結果、菓子カテゴリの売上高は51億24百万円となりました。

(食品カテゴリ)

和風スイーツとして好評をいただいている「カップおしるこ」「レンジで簡単おしるこ」「レンジで簡単ぜんざい」が引き続き好調に推移しました。「冷凍パックまん」では、「4個入冷凍パックまん」シリーズや「ゴールドまん」シリーズが伸長し、新商品の「井村屋謹製 餡ぱん」「井村屋謹製 カリーぱん」コレステロールゼロの「2コ入 大豆ミートまん」も好評をいただき売上が増加しました。また、井村屋フーズ株式会社の食品加工事業では新スパウチ工場が昨年3月より本格稼働し、新規受注も増え順調に推移しました。

以上の結果、食品カテゴリの売上高は69億46百万円となりました。

(デイリーチルドカテゴリ)

「豆腐類」では長期保存が可能な「大豆屋和蔵 大豆ッ子」が順調に推移し、賞味期間180日間を実現した新商品「美し豆腐 LONG SHELF LIFE 180」も発売、売上が増加しました。「チルドパックまん」は販売方法の改革に取り組み、売上は減少しましたが、収益面の改善が図られました。

以上の結果、デイリーチルドカテゴリの売上高は19億33百万円となりました。

(冷菓カテゴリー)

冷菓商品は、主力商品の「BOXあずきバー」シリーズ、「北海道あずきバー」が好調に推移し、「あずきバー」各種合計は過去最高の売上本数となりました。ボールアイスでは「メロンボールkids」が売上を伸ばしました。また、「やわもちアイス」シリーズの「やわもちアイス 大学いも味」や新商品「ごろろん果肉 アップルパイバー」、「ガトーショコラアイス」なども好評をいただき売上に貢献しました。IMUでは、「やわもちアイス」など日本からの輸入商品の売上が増加しました。また、マレーシアのIMURAYA MALAYSIA SDN.BHD. (IMM) では「あずきバー」シリーズの特徴を生かしつつ、現地向けに対応した「AZUKI BAR (RED BEAN) ・ (MATCHA) ・ (MILK)」の3品種を発売し、販売店舗数の増加に向け活動を強化しております。

以上の結果、冷菓カテゴリーの売上高は146億75百万円となりました。

(点心・デリカカテゴリー)

「肉まん・あんまん」などの点心・デリカカテゴリーは、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛の影響もありましたが、付加価値の高い商品が好評をいただき、コンビニエンスストアを中心とする売上は、前年を上回りました。

以上の結果、点心・デリカカテゴリーの売上高は84億90百万円となりました。

(スイーツカテゴリー)

スイーツカテゴリーでは、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける中、各店舗で品質管理と感染防止対策を徹底し、お客様満足の向上に努めました。各店舗の客数も回復傾向となり、売上は前年を上回りました。その中でも「La maison JOUVAUD (ラ・メゾン・ジュヴォー) 広尾店」では引き続きテイクアウト商品の売上が増加し順調に推移しました。

以上の結果、スイーツカテゴリーの売上高は4億7百万円となりました。

(NVCC (New・Value・Creation・Company 新価値創造)カテゴリー)

NVCCカテゴリーでは、国内の新規事業として、三重県の水と酒米、酵母を使用し、テロワール※に根差した日本酒の製造・販売を行う「福和蔵(ふくわぐら)」と、和菓子を販売する「菓子舗井村屋」の2店舗を三重県多気町の大型商業リゾート施設「VISION(ヴィソン)」内にて運営しております。「福和蔵」においては、年間を通じて作りたての清酒「福和蔵」を提供し(四季醸造)、三重県新酒品評会において、「福和蔵 純米酒」と2022年4月から数量限定で販売を開始した「福和蔵 純米大吟醸」が優等賞を受賞しました。「菓子舗井村屋」においても、「酒々(ささ)まんじゅう 芳醸菓」など特色のある商品を店舗にて販売し、好評を得ております。

以上の結果、NVCC (新価値創造) カテゴリーの売上高は79百万円となりました。

※テロワールはワイン等の生産に関わる「土地の要素」「気候の要素」「人的要素」を総合した生産環境のことを指し、味覚を決定する重要な要素とされています。

② 調味料事業

国内では井村屋フーズ株式会社のシーズニング事業が本事業を担当し、家庭内食向けの需要増加に引き続き対応しました。また、機能性素材も堅調に推移しました。売上も「収益認識に関する会計基準」適用前では前年対比で増加しました。

中国での調味料事業は新型コロナウイルス感染対策強化の影響により、中国国内の売上が減少しました。

以上の結果、調味料事業全体の売上高は「収益認識に関する会計基準」を適用後42億88百万円となり、セグメント利益は生産性向上活動によるコスト削減が図られ、6億89百万円(前期比11.6%増)となりました。

③ その他事業

イムラ株式会社において井村屋商品のアウトレット販売を行っている「MOTTAINAI屋」は、感染拡大防止策を徹底して開催し、多くのお客様に会場いただきました。また、「ソフトアイスクリーム&スイーツ店WaiWai(ワイワイ)」においては、JOUVAUDの人気商品「クロワッサン・ワッフル」や「カヌレ」を販売し、季節のスイーツを提供するなど売場の活性化を図りました。

以上の結果、井村屋グループ株式会社の賃貸事業を加えた、その他事業の売上高は2億7百万円となり、セグメント利益は11百万円(前年は損失17百万円)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は8億81百万円（前期比7億97百万円減）で、実施いたしました主なものは、次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

流通事業

井村屋グループ株式会社	菓子工場建屋改修他	34百万円
	NVCC関連建屋内装	34百万円
井村屋株式会社	アイス工場製造設備他	1億83百万円
	NVCC関連設備他	82百万円
井村屋フーズ株式会社	各種製造設備他	43百万円

調味料事業

井村屋フーズ株式会社	各種調味料製造設備他	28百万円
------------	------------	-------

② 当連結会計年度において継続中の主要設備

調味料事業

井村屋フーズ株式会社	各種調味料製造設備	1億40百万円
------------	-----------	---------

③ 重要な固定資産の売却、撤去または滅失

該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金の所要資金は、自己資金及び銀行借入により賄っております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第82期	2019年度 第83期	2020年度 第84期	2021年度 (当期) 第85期
売 上 高	45,108,129 千円	42,309,898 千円	42,152,710 千円	42,151,337 千円
経 常 利 益	1,562,158 千円	427,829 千円	921,537 千円	2,075,202 千円
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,256,276 千円	137,635 千円	657,266 千円	1,473,141 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	96.01 円	10.52 円	50.23 円	112.59 円
総 資 産	34,676,685 千円	29,407,620 千円	29,469,327 千円	29,422,498 千円
純 資 産	15,798,469 千円	15,424,598 千円	16,248,376 千円	17,392,192 千円

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 対処すべき課題

今後の経済動向につきましては、依然として新型コロナウイルス感染の収束が見通せず、地政学リスクも重なり、先行きは非常に不透明な状況となっております。菓子・食品業界におきましても消費環境の変化や原材料価格や動燃費の高騰が予測され、経営環境は引き続き厳しいものと想定されます。

このような状況のもと当社グループは、2022年度、創業125年 会社設立75周年を迎えます。また、中期3カ年計画「Be Resilient 2023 ～新しい時代をしなやかに生きる～」の2年目にあたり、目標達成に向け、変革を実行する重要な年次となります。

2022年度のテーマは何事にも果敢に挑戦する「進取」とし、①特色性を発揮する、②感性を磨く、③歴史を知る、④人間力を鍛える、⑤国際的な成長を志す、⑥リスクに備える、⑦協働する の7つの概念を掲げ、将来を見据え、サステナビリティの高い企業構築を進め、成長に向かい俊敏に活動を行います。

井村屋株式会社の流通事業においては、小豆を基軸に特色と健康をキーワードに商品開発を行い、お役立ち企業として、2N（NEXT・NEW）の創出に取り組みます。また、グループ全体の成長戦略の一環として、三重県津市の中勢北部サイエンスシティ内に新工場の建設を予定しております。今後の国内外での事業戦略の中でSOY事業の拡大、輸出やEC販売の供給能力の向上、ロジスティック機能の強化などへ対応し、AI・DXを取り入れたコストダウンによる市場競争力の高い新工場を設けることで、お客様への価値提供を推進してまいります。

井村屋フーズ株式会社のBtoB事業では、調味料事業の粉末加工拡大に向け、品質面と環境面そして生産性向上の観点から新たな付加価値を創造するスプレードライヤー新工場の建設を計画しております。お客様の視点に立ち、特色ある商品提案と生産プロセスを通して技術を磨き、事業の強みを活かした市場開拓を進めていきます。食品加工事業では、成長が期待されるスパウチ市場の開拓を継続すると共に、顧客から要望される新機能の導入に向けた調査研究を進め、お客様の期待を具現化していく活動を強化してまいります。

海外事業では、アメリカのIMURAYA USA,INC.において、井村屋ブランド商品の輸入総代理店機能を更に強化し、市場拡大と井村屋ブランドの価値向上を目指します。

中国事業では、井村屋（北京）食品有限公司（IBF）が中国国内でカステラの新規及び業務用販売ルート開拓に取り組むとともに、日本からの輸入商品の販路拡大を目指します。調味料事業を展開する北京京日井村屋食品有限公司（JIF）、井村屋（大連）食品有限公司（IDF）においては中国国内市場の売上拡大に向けた商品開発と提案強化を行い、東南アジアへの販路拡大に取り組めます。

井村屋スタートアッププランニング株式会社（I-SUP）がマレーシアで設立したIMURAYA MALAYSIA SDN.BHD.（IMM）において、アイスクリーム市場で新商品発売を企画し、販売ルートの拡大を進めるとともに、ASEAN市場の開拓を目指します。

コスト面では、全グループ一丸となってコストイノベーションの実行に取り組み、DXを活用した業務構造改革、働き方の変革による生産性向上を図ります。また、SCM機能を強化し、ロス・ミス・ムダの削減に取り組む、コスト低減を図ります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
井村屋株式会社	310,000千円	100.0	菓子、食品、デイリーチルド、点心・デリ、冷菓、スイーツ、酒類の製造販売
井村屋フーズ株式会社	50,000千円	100.0	菓子、食品、冷菓、調味料、食品添加物の製造販売
イムラ株式会社	10,000千円	100.0	リース代理店業務、不動産管理業務等
北京京日井村屋食品有限公司	12,301千人民币	100.0	調味料の販売
井村屋（北京）食品有限公司	19,119千人民币	100.0	菓子、点心・デリの販売
IMURAYA USA, INC.	13,494千米ドル	100.0	冷菓の製造販売及び菓子、食品、冷菓の輸入販売
井村屋（大連）食品有限公司	8,665千人民币	100.0	菓子、調味料の製造販売
井村屋（北京）企業管理有限公司	13,533千人民币	100.0	中国事業会社全体の資金管理及び事業戦略に関する支援
井村屋スタートアッププランニング株式会社	50,000千円	60.0	グループ各社が有する技術の新規事業または創業の支援

当社の連結子会社は上記の9社であります。

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

事業セグメント名	事業の内容
流通事業	菓子、食品、デイリーチルド、点心・デリ、冷菓、スイーツ及び酒類の製造販売
調味料事業	天然調味料、栄養食品、発酵調味料及び液体調味料等の製造販売

(8) 主要な営業所及び工場

会社名	所在地	
井村屋グループ株式会社	本社	三重県津市
井村屋株式会社	本社・工場	三重県津市
	岐阜工場	岐阜県羽島郡
	その他工場	三重県松阪市
	関東支店	東京都文京区
	東海支店	名古屋市中区
井村屋株式会社	関西支店	大阪市旭区
	その他支店	全国3箇所
	井村屋フーズ株式会社	本社・工場
イムラ株式会社	本社・店舗	三重県津市
北京京日井村屋食品有限公司	本社	中国
井村屋(北京)食品有限公司	本社	中国
I M U R A Y A U S A , I N C .	本社・工場	米 国
井村屋(大連)食品有限公司	本社・工場	中国
井村屋(北京)企業管理有限公司	本社	中国
井村屋スタートアッププランニング株式会社	本社	三重県津市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
964名	20減名

(注) 上記のほかに臨時従業員が193名就業しており、パートタイマー・アルバイトが当連結会計年度中平均で75名(1日8時間勤務換算)おります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
男性	21名	5増名	40.0歳	13.4年
女性	25	2減	37.2	14.3
合計又は平均	46	3増	38.5	13.9

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高 千円
株式会社三十三銀行	475,000
株式会社百五銀行	358,360
株式会社三菱UFJ銀行	250,004

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントライン契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	2,700,000千円

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,086,200株 (自己株式1,800株を含む。)
- (3) 株主数 10,337名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,289	9.85
株 式 会 社 三 十 三 銀 行	647	4.94
株 式 会 社 百 五 銀 行	578	4.42
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	559	4.27
井 村 屋 取 引 先 持 株 会	550	4.20
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	343	2.62
株 式 会 社 サ ン ラ イ フ	321	2.45
株 式 会 社 り そ な 銀 行	286	2.18
株 式 会 社 西 村 商 店	239	1.82
株 式 会 社 榎 本 武 平 商 店	214	1.63

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	浅田 剛夫	最高経営責任者（CEO） 最高マーケティング責任者(CMO) IMURAYA USA,INC.CEO
代表取締役社長	中島 伸子	最高執行責任者（COO） イムラ(株)代表取締役社長
取締役副社長	菅沼 重元	井村屋フーズ(株)出向 井村屋フーズ(株)代表取締役社長
取締役副社長	岩本 康	井村屋(株)出向 井村屋(株)代表取締役社長
専務取締役	富永 治郎	最高財務責任者(CFO) 井村屋グループ(株)部門統括 ファイナンス室長
取締役	岩上 真人	井村屋グループ(株)部門副統括 HR室長
取締役	前山 健	井村屋(株)出向 井村屋(株)取締役会長
取締役	大西安 樹	井村屋スタートアッププランニング(株)出向 井村屋スタートアップ プランニング(株)代表取締役社長 IMURAYA MALAYSIA SDN.BHD.代表取締役社長
社外取締役	西岡 慶子	(株)光機械製作所代表取締役社長 (株)百五銀行社外取締役
社外取締役	田中里沙	日本郵便(株)社外取締役 学校法人先端教育機構事業構想大学院大学 学長 (株)宣伝会議取締役
社外取締役	福谷 朋子	弁護士
常勤監査役	脇田 元夫	
常勤監査役	森井 英行	
社外監査役	若林 正清	特定社会保険労務士 中小企業診断士 全国社会保険労務士会連合会副会長
社外監査役	土田 繁	公認会計士土田会計事務所所長 (株)企業経営管理センター代表取締 役 (株)グリーンズ取締役監査等委員 税理士法人だいち 代表社員

- (注) 1. 当社は社外取締役西岡慶子、田中里沙、福谷朋子、社外監査役若林正清、土田繁の5氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
2. 2021年6月18日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、中道裕久氏は任期満了となり、取締役を退任いたしました。
3. 2021年6月18日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、名倉真知子氏は任期満了となり、社外取締役を退任いたしました。
4. 2021年6月18日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、橋本陽子氏は社外監査役を辞任により退任いたしました。

5. 当社は執行役員制度を導入しており、2022年4月1日付執行役員の就任状況は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
甲斐下 方俊	執行役員専務 IMURAYA USA,INC.出向 IMURAYA USA,INC.COO
行方 貞彦	執行役員常務 経営品質・ガバナンス室長
井村 慎	執行役員常務 海外事業ユニット副ユニット長兼海外貿易室長
近藤 久嗣	執行役員常務 中国事業代表 北京京日井村屋食品有限公司出向 北京京日井村屋食品有限公司董事長 井村屋（北京）食品有限公司董事長兼総経理 井村屋（大連）食品有限公司董事長 井村屋（北京）企業管理有限公司董事長兼総経理
益川 博	執行役員常務 井村屋(株)出向 井村屋(株)取締役副社長
岡田 孝平	執行役員 IT戦略室長
尾崎 弘二	執行役員 経営戦略室（広報・秘書）室長
山路 明	執行役員 HR室副室長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟、雇用慣行訴訟に係る損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。被保険者は、当社の取締役、執行役員並びに国内外のグループ会社へ出向または兼務して取締役、監査役に就いている取締役、執行役員等となっております。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、当社負担としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その概要は以下のとおりであります。固定報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社の経営内容、事業規模等の類似する会社の報酬水準、従業員給与等とのバランスを考慮して、取締役会規程に基づき役位に応じて決定しております。固定報酬は年俸制を採用しており毎月支給しております。固定報酬と業績連動報酬等の支給割合は、中長期的な企業価値向上へ貢献するために、適切な支給割合となることを方針としております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2018年6月22日開催の第81回定時株主総会にて取締役の報酬額については固定報酬額を「年間3億円以内」、変動報酬額を「親会社株主に帰属する当期純利益の10%以内（上限を7,000万円とし下限を0円とする）」（取締役に対するいずれの報酬額についても使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は2名）です。監査役の金銭報酬の額は、2008年6月19日開催の第71回定時株主総会において年額6,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任に基づき代表取締役会長最高経営責任者（CEO）浅田剛夫が取締役の個人別の報酬の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬等の配分額です。これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。取締役の報酬等の決定過程においては、業績指標に基づく多段階での評価を行ったうえ、報酬総額の妥当性と合わせて各評価を確認することで、客観性・公正性・透明性を担保して取締役の個人別の報酬額が決定されていることから取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	191,160 (14,880)	156,160 (14,880)	35,000 (—)	— (—)	13 (4)
監査役 (うち社外監査役)	33,628 (9,250)	33,628 (9,250)	— (—)	— (—)	5 (3)

(注) 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等については、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益（連結）」であります。また、当該指標を選定した理由は、当該指標が企業の一事業年度の最終的な利益（経営成績）を示す財務数値であり、将来への投資や株主還元の出発点となる分かりやすい指標であるため選定しております。

業績連動報酬等の算定方法は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、上記指標のほかに、前期の業績などを総合的に勘案し決定しております。なお社外取締役には業績連動報酬は支給しておりません。当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益は1. (4) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。また、株主総会で決議された報酬限度額は3. (3) ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役西岡慶子氏は、株式会社光機械製作所代表取締役社長と株式会社百五銀行社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社光機械製作所との間には特別な関係はありません。また、当社と株式会社百五銀行の間には資金の借入等定常的銀行取引があります。

社外取締役田中里沙氏は、日本郵便株式会社社外取締役、学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長、株式会社宣伝会議取締役を兼務しております。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

社外監査役若林正清氏は、特定社会保険労務士、中小企業診断士、全国社会保険労務士会連合会副会長を兼務しております。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

社外監査役土田繁氏は、公認会計士土田会計事務所所長、株式会社企業経営管理センター代表取締役、株式会社グリーنز取締役監査等委員、税理士法人だいち代表社員を兼務しております。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 西岡慶子氏

当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席し、経験豊富な国際見識と、経営者としての観点から適宜質問し、意見を述べております。

社外取締役 田中里沙氏

就任後開催の取締役会11回に全て出席し、マーケティングやコミュニケーション、教育等に関する専門的知識や豊富な経験に基づき適宜質問し、意見を述べております。

社外取締役 福谷朋子氏

就任後開催の取締役会11回に全て出席し、弁護士としての専門的見地から適宜質問し、意見を述べております。

社外監査役 若林正清氏

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また監査役会14回に全て出席し、主に社会保険労務士として培われた専門的見地からの質問、意見を述べております。

社外監査役 土田繁氏

就任後開催の取締役会11回全てに出席し、また就任後開催の監査役会11回に全て出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜質問し、意見を述べております。

ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役 西岡慶子氏

豊富な国際見識、経営者としての多彩な経験を通じて、社内取締役とは異なる視点・観点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。

社外取締役 田中里沙氏

マーケティング、コミュニケーションに関する豊富な知見を有し、社内取締役とは異なる視点・観点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。

社外取締役 福谷朋子氏

弁護士としての法律における幅広い知識や豊富な経験を通じて、社内取締役とは異なる視点・観点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社は定款の規定に基づき、社外取締役全員、および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、責任を負担するものとします。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額
24,000千円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
24,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款の規定に基づき、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でありかつ重要な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし責任を負担するものとします。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会で決議しており、その内容は次のとおりであります。(最終改定：2022年5月12日)

1. 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ各社は、次のコンプライアンス体制を構築する。

- ① 取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため「井村屋グループCSR憲章」(行動規範・プライバシーポリシー)や行動規範を解説した「I-RULE」(井村屋コンプライアンスガイド)を制定し、継続した研修を実施し実行する。
- ② 企業に何より求められる「透明性の保持」の実現のため、自主的・自律的に監査、検査、社会対応等を行う内部統制部門を設置し、当社及びグループ各社の内部統制システムを構築する。
- ③ 当社及びグループ各社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見、是正するための手段として社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」を設置する。
- ④ 当社及びグループ各社は企業の社会的責任の観点から、外部専門機関とも連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨む。反社会的勢力による不正な圧力・要求については断固拒否し、取引を含めた一切の関係を持たない体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)、その他の重要な情報は、これに関連する資料とともに法令及び関連社内規程に従い保存・管理する。

取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧することができる。また、グループ各社においても、これに準拠した体制を構築する。

3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に関し、リスクマネジメント規程及び本規程に基づく規程等により重要な個々(経営戦略、業務運営、環境、災害等)のリスクに対して責任部署を定め、対応策・予防策を講じるとともにグループ全体のリスクを総括的に管理する体制を確保する。

4. 当社及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループは中期経営計画を定め、それに基づき当社各部門及びグループ各社が策定した年度計画等を審査し、年度予算の配分を決定する。
 - ② 当社及びグループ各社の取締役等の職務執行の効率性確保のため、取締役会規則等の社内規程を遵守する。
 - ③ 執行役員制度を導入し、経営の意思決定、監査機能と業務執行機能を分離し、業務執行責任の明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は業務執行状況の監督を行う。
5. 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社並びにグループ全体の業務適正を確保するためグループ全体のガバナンス体制、内部監査体制の確保を図り、当社グループ各社を対象にした内部監査を実施し、結果を当社に報告する。
 - ② 関連社内規程により、グループ各社に係る重要事項について当社の経営戦略会議に上程し、取締役会の承認を求める制度で経営管理、業務執行の監視を行う。
 - ③ 事業会社社長報告会等の開催により、グループ経営に関する方針の周知を図り、情報の共有化を図る。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及びグループ各社は、情報開示の透明性及び公正性の確保を目的として、信頼性のある財務報告を作成するために、代表取締役（経営者）の指示の下において、関連規程の整備等社内体制の充実を図り、その体制の整備・運用状況の有効性を評価するための内部統制監査を定期的、継続的に実施する。
- また取締役会は、代表取締役（経営者）が構築する財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が、監査役の職務の補助部門として使用人を置くことを求めた場合、代表取締役の承認を得て、内部監査担当部門をこれにあてる。
8. 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当該使用人の人事評価及び人事異動については、人事担当取締役が事前に監査役会の意見を聞いてこれを行う。

- ② 監査役の職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとする。
9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他当社監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人が行う監査役に対する報告は、法令の規定事項の他、次の事項とする。
- ① 当社及びグループ各社の業務・財務に重要な影響、損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項。
 - ② 当社及びグループ各社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行うおそれがあると考えられるときは、その旨。
 - ③ 当社並びにグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定。
 - ④ 当社及びグループ各社の業績及び業績見込みの重要事項の開示内容。
 - ⑤ 内部監査担当部門の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況及びグループの内部統制に関する活動状況。
 - ⑥ 監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合の、取締役及び使用人の速やかな当該事項についての報告。
 - ⑦ コンプライアンス担当部門は、社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」の内部通報の状況等について定期的に報告。
- (2) 当社の監査役に報告を行った当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを受けないことを周知、徹底する。
10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役がその職務について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
 - ② 監査役職務の執行について生じる費用または債務を処理するため、毎年予算を設ける。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の監査に関して、監査役が、監査役会で策定する「監査役会規則」・「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により監査を行い得ること、監査役が、取締役会ほか重要な会議に出席できることなどについて諸規程に明記することによって、監査役監査の実効性を確保する。
- ② 監査役（または監査役会）が代表取締役及び取締役・社外取締役並びに執行役員等、さらに内部監査担当部門それぞれとの間で、定期的に意見交換を行い相互認識の強化を図るとともに、内部監査担当部門が行うモニタリングにも同席できる体制を整備する。
- ③ 監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家と連携できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「井村屋グループCSR憲章」が2005年10月に制定され、2011年10月に改訂を行っています。「II-RULE」は2008年4月に第1号が発行され、2010年4月に第3号まで改訂され小冊子として従業員に配付されています。2018年9月には第1号、第2号が改訂され従業員に啓蒙されています。社内教育は経営品質・ガバナンス室によって勉強会が開催されるとともに、全従業員を対象に「コンプライアンス理解度テスト」が定期的に行われ、継続した啓蒙教育が実施されています。また、ステークホルダーに適切な情報を提供し、グループの活動状況や企業姿勢を理解いただくために「CSRレポート」を発行し、IR活動の現場などで活用しています。
- ② 内部統制担当部門として経営品質・ガバナンス室が設置され、グループ全体の内部統制システムの構築を推進しています。各所属に内部統制担当者・責任者を任命し、自主・自律的に所属内のチェックを行うとともに、経営品質・ガバナンス室と監査役が連携して全所属を対象に内部統制モニタリングが年1回実施され、モニタリングの結果については経営戦略会議や担当役員に報告されています。
- ③ 社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」、「コンプライアンスヘルプポスト」が設置され、相談窓口制度が構築、運用されています。

④ 反社会的勢力に対する対応は「井村屋グループCSR憲章」、「I-RULE」に明記されています。基本取引契約書には反社会的勢力・団体を排除する条項を設けるようにし、契約書の締結前に経営品質・ガバナンス室が内容を確認する体制をとっています。

また、企業防衛対策協議会に入会し、HR室を対応統括部門として、反社会的勢力による不正な圧力・要求に対して断固拒否する活動を各機関と連携し推進しています。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」、「情報セキュリティポリシー」を制定するとともに、文書や電磁的記録の保管・管理などに関する手順を定め、教育・啓蒙を実施しており、取締役、監査役が常時重要書類を閲覧できる体制がとられています。また、社内の機密情報はインサイダー取引防止に関する規程に基づき管理されています。

3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営品質・ガバナンス室を設置し、各部門と連携したBCP活動推進委員会の活動を通じてグループ全体のリスクマネジメントの体制整備とBCPの再構築を行っております。リスクマネジメントに関して最上位のリスクマネジメント規程のもとに、「危機管理規程」、「緊急事態対応規程」、「リコール管理規程」等を定め、災害時の安否確認システムの導入、防災訓練、リコールシミュレーションの実施など、必要な対応策、予防策が取られています。また、商品品質に関しては最重要なリスクと位置付け、主要な事業会社において「FSSC22000」を取得し、品質保証体制の強化に継続的に取り組んでいます。

4. 当社及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役（経営者）から示される方針に基づいて中期経営計画が策定され、各事業会社及び各部門の年度計画に展開されています。計画の進捗は毎月利益計画実績書が作成され、グループ全体会議、事業会社社長報告会を通じてレビューが実施されています。

② 「取締役規程」、「取締役会規則」を定め、職務執行の効率性を確保しています。また、社外監査役2名が選任されるとともに、監査役からも必要に応じて意見表明がなされており、職務執行の効率性に関する監督機能が強化されています。

③ 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」に基づき業務執行責任の明確化を行っています。取締役会の事前審議機関として経営戦略会議を開催し、意思決定の迅速化を図るとともに業務執行状況の監督を強化しています。

5. 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 各事業会社に監査役を設置し、監査を行うとともに、各監査役による合同監査役会が年4回開催され、状況の報告と共有が図られています。また、グループ全体の監査結果は年2回、取締役会で報告されています。各所属単位での内部統制モニタリングが年1回、経営品質・ガバナンス室と監査役が連携して実施され、結果は毎月経営戦略会議で報告されています。
- ② 取締役会規則に基づき、グループ各社に係る重要事項が取締役会で審議されています。取締役会の事前審議機関として経営戦略会議を開催し、意思決定の迅速化を図るとともに業務遂行状況の監督を強化しています。
- ③ 毎月、事業会社社長報告会、グループ全体会議が開催されており、状況の報告、情報の共有が行われるとともに、代表取締役（経営者）からグループ経営に関する方針が説明され、グループ全体への周知が図られています。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制モニタリング規程、及び内部統制システムに係る監査の実施基準によりその基準と行動の指針を定め、内部統制監査が計画的に実施され、その結果については代表取締役に報告されています。「経理規程」、「勘定科目取扱規程」など財務報告作成に関する規程を設備し、規程に沿って運用されています。その有効性については、経営品質・ガバナンス室と監査役が連携して、内部統制モニタリングと財務報告に係る内部統制評価を実施するとともに、会計監査人五十鈴監査法人から監査を受けています。財務報告は四半期決算ごとに取締役会で報告、検証がされ、適切に監督が行われています。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を定めてはませんが、監査役会、合同監査役会、代表取締役等との情報交換会、内部統制担当部門との情報交換会の議事録の作成に限り、内部監査担当部門である経営品質・ガバナンス室が補助を行っており、議事録の客観性と適正化を図っています。

8. 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

経営品質・ガバナンス室が監査役会などの議事録作成の補助を行う際は、監査役の指示に基づきその職務を行っています。

9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他当社監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役は取締役会、経営戦略会議、事業会社社長報告会に出席し、経営上の重要事項は監査役に報告されています。各会議での議事録や稟議書は監査役に回覧され、書面による報告がなされる体制が整備、運用されています。内部統制モニタリングには監査役も同席するとともに、結果は経営戦略会議を通じて報告されています。また、経営者と監査役との情報交換会が年2回実施され、円滑なコミュニケーションが図られています。

(2) 全体最適を重視した報告・連絡・相談が事業運営の要となることを周知しており、監査役に報告を行った当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを受けないことは周知、徹底されています。

10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務に関して発生する費用は年間予算が設定されているとともに、費用の支払は速やかに行われています。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

① 「監査役会規則」・「監査役監査基準」に明記され、実効性は確保されています。

② 監査役会議出席、重要書類の閲覧、代表取締役、取締役、執行役員等の情報交換会の開催、社外取締役、監査法人との情報交換会、内部統制部門のモニタリングへの同席等、監査の実効性を確保する体制が整備されています。

③ 監査役が必要と認めた場合に弁護士、税理士等の外部専門家と連携できる体制を整備しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、当該基本方針については特に定めておりません。

(注) 1. 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 本事業報告の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	10,739,243	【流動負債】	10,378,347
現金及び預金	1,069,855	支払手形及び買掛金	2,615,246
売掛金	5,188,868	電子記録債務	1,678,485
商品及び製品	2,471,511	短期借入金	1,400,000
仕掛品	273,492	1年内返済予定の長期借入金	267,228
原材料及び貯蔵品	927,417	リース債務	100,823
その他	809,299	未払金	2,715,407
貸倒引当金	△1,201	未払法人税等	488,065
		賞与引当金	527,959
		役員賞与引当金	35,000
		その他	550,132
【固定資産】	18,683,254	【固定負債】	1,651,958
有形固定資産	15,811,391	長期借入金	100,536
建物及び構築物	7,810,878	リース債務	200,068
機械装置及び運搬具	3,125,436	繰延税金負債	97,140
土地	4,225,372	執行役員退職慰労引当金	39,864
リース資産	250,920	退職給付に係る負債	36,079
建設仮勘定	244,444	資産除去債務	135,246
その他	154,340	再評価に係る繰延税金負債	912,211
		その他	130,811
無形固定資産	119,959	負債合計	12,030,305
リース資産	49,842	純資産の部	
その他	70,116	株主資本	14,963,217
投資その他の資産	2,751,903	資本金	2,576,539
投資有価証券	1,367,050	資本剰余金	3,810,519
長期貸付金	1,252	利益剰余金	8,580,110
繰延税金資産	176,917	自己株式	△3,952
退職給付に係る資産	889,219	その他の包括利益累計額	2,384,438
その他	342,524	その他有価証券評価差額金	104,151
貸倒引当金	△25,061	土地再評価差額金	1,930,419
		為替換算調整勘定	13,835
		退職給付に係る調整累計額	336,031
		非支配株主持分	44,536
資産合計	29,422,498	純資産合計	17,392,192
		負債・純資産合計	29,422,498

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	42,151,337
売上原価	27,344,092
売上総利益	14,807,244
販売費及び一般管理費	13,102,620
営業利益	1,704,624
営業外収益	
受取配当金	58,868
受取家賃	38,620
為替差益	171,283
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	60,090
その他	71,519
営業外費用	
支払利息	26,147
その他	3,656
経常利益	2,075,202
特別利益	
投資有価証券売却益	62,371
補助金収入	4,648
受取補償金	170,924
その他	2,000
特別損失	
投資有価証券評価損	2,407
減損損失	34,236
棚卸資産処分損	44,307
その他	11,213
税金等調整前当期純利益	2,222,981
法人税、住民税及び事業税	661,001
法人税等調整額	78,202
当期純利益	1,483,778
非支配株主に帰属する当期純利益	10,636
親会社株主に帰属する当期純利益	1,473,141

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,576,539	3,808,553	7,412,910	△3,782	13,794,220
会計方針の変更による累積的影響額			△4,030		△4,030
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,576,539	3,808,553	7,408,879	△3,782	13,790,189
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△314,027		△314,027
親会社株主に帰属する当期純利益			1,473,141		1,473,141
自 己 株 式 の 取 得				△169	△169
土地再評価差額金の取崩			12,116		12,116
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1,966			1,966
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	1,966	1,171,231	△169	1,173,028
当 期 末 残 高	2,576,539	3,810,519	8,580,110	△3,952	14,963,217

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当 期 首 残 高	74,104	1,942,536	△9,152	370,464	2,377,952
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	74,104	1,942,536	△9,152	370,464	2,377,952
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自 己 株 式 の 取 得					
土地再評価差額金の取崩					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	30,047	△12,116	22,988	△34,433	6,485
連結会計年度中の変動額合計	30,047	△12,116	22,988	△34,433	6,485
当 期 末 残 高	104,151	1,930,419	13,835	336,031	2,384,438

	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	76,203	16,248,376
会計方針の変更による累積的影響額		△4,030
会計方針の変更を反映した当期首残高	76,203	16,244,345
連結会計年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△314,027
親会社株主に帰属する当期純利益		1,473,141
自 己 株 式 の 取 得		△169
土地再評価差額金の取崩		12,116
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1,966
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△31,666	△25,181
連結会計年度中の変動額合計	△31,666	1,147,846
当 期 末 残 高	44,536	17,392,192

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 9社

連結子会社の名称：井村屋株式会社、井村屋フーズ株式会社、
イムラ株式会社、北京京日井村屋食品有限公司、
井村屋（北京）食品有限公司、IMURAYA USA,INC.、
井村屋（大連）食品有限公司、
井村屋（北京）企業管理有限公司、
井村屋スタートアッププランニング株式会社

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称：IMURAYA MALAYSIA SDN.BHD.

(連結範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社：IMURAYA MALAYSIA SDN.BHD.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北京京日井村屋食品有限公司、井村屋（北京）食品有限公司、井村屋（大連）食品有限公司及び井村屋（北京）企業管理有限公司については決算日が連結決算日と異なるため、連結計算書類を作成するにあたっては、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類（12月31日）を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…… 時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…… 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び原材料…… 移動平均法

製品及び仕掛品…… 総平均法

貯 蔵 品…… 最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有 形 固 定 資 産…… 定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び当社が本社隣接地で行っている賃貸住宅事業に係る資産については全部を、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、在外連結子会社は定額法によっております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 3年～50年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具 4年～10年

そ の 他 2年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無 形 固 定 資 産…… 定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ハ. リース資産……所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ③ 引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
- ニ. 執行役員退職慰労引当金……執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準……在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、当該会社の決算日
の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- ロ. ヘッジ会計の処理
- ア. ヘッジ会計の方法……外貨建金銭債務について、為替予約を行い振当処理を行っております。
- イ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段……為替予約取引
- ヘッジ対象……外貨建金銭債務
- ウ. ヘッジ方針……製品の輸入に関わる為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、輸入取引の範囲内で為替変動リスクをヘッジしております。

d. ヘッジの有効性の評価……為替予約締結時に、リスク管理方針に従って、同一金額で同一通貨の為替予約をそれぞれ振当てているため、ヘッジの効果は確保されているものとみています。そのため有効性の判定は省略しております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度の期間帰属方法 度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異……数理計算上の差異につきましては、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生翌連結会計年度から費用処理しております。

二. 収益及び費用の計上基準……当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスとの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ分配する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で収益を認識する。

当社グループの主要セグメントにおける主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

流通事業

流通事業は、主に菓子、食品、デイリーチルド、点心・デリ、冷菓、スイーツ、酒類の製造販売を行うことで収益を稼得しております。

流通事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常、製品の引渡時であることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、一部顧客との個別の契約等により、製品の出来高計上時及び出荷時点で収益を認識しております。

なお、流通事業の収益は、契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

調味料事業

調味料事業は、主に調味料や食品添加物の製造販売を行うことで収益を稼得しております。

これらの履行義務を充足する時点は、通常、製品の引渡時であることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

⑤ 追加情報

当社グループは、今後の新型コロナウイルス感染症の収束について、新型コロナウイルスの感染拡大により国内外の情勢は依然として不透明であり、現時点で今後の動向を見通すことは困難であるため、これによる影響は見込んでおりません。

そのため、新型コロナウイルス感染症が業績に与える影響は限定的であるとの前提にて、固定資産の減損等に係る会計上の見積もりを行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

① 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、返品されると見込まれる商品及び製品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返金負債を流動負債の「その他」及び返品資産を流動資産の「その他」に含めて表示しております。

また、買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。有償受給取引については、従来有償支給元への売り戻し時に、売上高と売上原価を計上しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取り扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高は3,315,643千円減少し、売上原価は3,315,250千円減少しております。営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ392千円減少しております。また、原材料及び貯蔵品と未払金はそれぞれ39,061千円増加しております。さらに利益剰余金の期首残高は4,030千円減少しております。

② 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「新型コロナウイルス感染症による助成金収入」(前連結会計年度17,856千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「特別損失」の「事務所移転費用」(前連結会計年度53,159千円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 (千円)

内容	金額
減損損失	34,236
有形固定資産	15,811,391
無形固定資産	119,959

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

① 減損の兆候の判定と将来キャッシュ・フローの計算方法

当社グループは固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、減損の要否に係る判定単位となるキャッシュ・フローの生成単位を事業用資産、賃貸用資産に区分しております。事業用資産については、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業区分を一つの資産グループとし、将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された事業計画をもとに策定した利益計画をベースに算出しております。賃貸用資産については、個別資産をグルーピングの最小単位とし、賃貸用資産の将来キャッシュ・フローは、賃貸収入等に基づく将来キャッシュ・フローにより見積っております。収益性が著しく低下した、資産グループについて、固定資産の帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当連結会計年度に計上した減損損失については、「6. 連結損益計算書に関する注記」に記載しております。

② 主要な仮定

減損損失を認識するかの判定に際して用いられる将来キャッシュ・フローは、経営環境などの外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報に基づき、合理的な仮定をおいて計算しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の経営環境の変化などにより、将来キャッシュ・フローの見積り額と実績に乖離が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	3,833,702千円
機械装置及び運搬具	1,417,992千円
土地	2,772,283千円
投資有価証券	89,724千円
計	<u>8,113,703千円</u>

② 担保に係る債務

短期借入金	566,640千円
長期借入金	250,164千円
(うち1年以内返済予定分)	149,628千円)
計	<u>816,804千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 26,221,322千円

(3) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布 法律第24号、平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。

② 再評価を行った年月日 2002年3月31日

③ 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△1,444,483千円

(4) 当社は運転資金の効率的な調達を行うために、取引銀行4行との間で貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	2,700,000千円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1)売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 42,021,669千円

(2)減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
首都圏	レストラン店舗	建物等	34,236千円

当社グループは、減損会計の適用にあたって、事業用資産、賃貸用資産に区分してグルーピングを行っております。上記はレストラン店舗に関連する建物等について、回収可能価額をゼロとして、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	13,086,200株	一株	一株	13,086,200株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	1,724株	76株	一株	1,800株

変動事由の概要

増 加……単元未満株式の買取請求による取得 76株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	314,027	24.00	2021年3月31日	2021年6月21日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月17日開催の第85回定時株主総会において、普通株式の配当に関し次のとおり付議いたします。

イ. 配当金の総額	340,194千円
ロ. 1株当たり配当額	26.00円
ハ. 基準日	2022年3月31日
ニ. 効力発生日	2022年6月20日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後最長6年後であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,313,564	1,313,564	—
(2) 長期借入金	(367,764)	(367,565)	△198
(3) リース債務	(300,891)	(303,836)	2,944

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	53,485

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,290,923	—	—	1,290,923
資産計	1,290,923	—	—	1,290,923

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は22,641千円であります。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	367,565	—	367,565
リース債務	—	303,836	—	303,836
負債計	—	671,402	—	671,402

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、三重県、愛知県において、賃貸商業施設（土地を含む）及び賃貸住宅を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,719,423	1,210,567

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価については、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	流通事業	調味料事業	計		
菓子	5,124,582	—	5,124,582	—	5,124,582
食品	6,946,345	—	6,946,345	—	6,946,345
デイリーチルド	1,933,318	—	1,933,318	—	1,933,318
冷菓	14,675,610	—	14,675,610	—	14,675,610
点心・デリ	8,490,188	—	8,490,188	—	8,490,188
スイーツ	407,128	—	407,128	—	407,128
NVCC(新価値創造)	79,069	—	79,069	—	79,069
調味料	—	4,288,043	4,288,043	—	4,288,043
その他	—	—	—	77,385	77,385
顧客との契約から生じる収益	37,656,240	4,288,043	41,944,284	77,385	42,021,669
その他の収益	—	—	—	129,668	129,668
外部顧客への売上高	37,656,240	4,288,043	41,944,284	207,053	42,151,337

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産の残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高 (単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	5,017,545
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	5,188,868
契約資産 (期首残高)	—
契約資産 (期末残高)	—

② 残存履行義務に分配した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,325円83銭

(2) 1株当たり当期純利益 112円59銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	4,733,517	【流動負債】	2,177,197
現金及び預金	633,969	短期借入金	1,400,000
売掛金	566,018	1年内返済予定の長期借入金	267,228
貯蔵品	2,083	リース債務	27,992
前払費用	16,393	未払金	149,905
関係会社貸付金	3,317,838	未払費用	34,864
その他の金	280,972	未払法人税等	43,473
貸倒引当金	△406	預り金	9,665
投資等損失引当金	△83,351	賞与引当金	55,049
【固定資産】	14,340,670	役員賞与引当金	35,000
有形固定資産	8,511,663	その他の	154,018
建物	4,177,343	【固定負債】	1,403,983
構築物	84,753	長期借入金	100,536
機械及び装置	0	リース債務	43,014
工具、器具及び備品	6,770	退職給付引当金	95,401
土地	4,225,372	執行役員退職慰労引当金	25,200
リース資産	14,703	資産除去債務	135,246
建設仮勘定	2,720	再評価に係る繰延税金負債	912,211
無形固定資産	95,159	その他の	92,374
リース資産	49,842	負債合計	3,581,181
ソフトウェア	39,793	純資産の部	
その他の	5,523	株主資本	13,458,435
投資その他の資産	5,733,847	資本	2,576,539
投資有価証券	1,367,050	本剰余金	3,889,458
関係会社株式	2,976,187	資本準備金	2,633,356
出資	700	その他の資本剰余金	1,256,101
関係会社出資金	610,193	利益剰余金	6,996,389
関係会社長期貸付金	939,854	利益準備金	473,000
長期前払費用	6,474	その他利益剰余金	6,523,389
繰延税金資産	341,033	配当準備金	190,000
関係会社長期未収入金	83,921	別途積立金	1,030,000
その他の	50,608	繰越利益剰余金	5,303,389
貸倒引当金	△24,435	自己株式	△3,952
投資等損失引当金	△617,741	評価・換算差額等	2,034,571
資産合計	19,074,188	その他有価証券評価差額金	104,151
		土地再評価差額金	1,930,419
		純資産合計	15,493,006
		負債・純資産合計	19,074,188

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		
経 営 管 理 料	1,727,461	
不 動 産 賃 貸 料	534,392	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	531,782	
そ の 他 の 事 業 収 益	1,335,196	4,128,831
営 業 費 用		
不 動 産 賃 貸 原 価	366,063	
そ の 他 の 事 業 費 用	975,977	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,032,249	3,374,291
営 業 利 益		754,540
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	40,695	
受 取 配 当 金	58,868	
為 替 差 益	146,520	
そ の 他	13,448	259,533
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,142	28,142
経 常 利 益		985,931
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	62,371	62,371
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,044	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,407	
減 損 損 失	30,567	
投 資 等 損 失 引 当 金 繰 入 額	163,844	199,865
税 引 前 当 期 純 利 益		848,437
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	97,836	
法 人 税 等 調 整 額	91,018	188,854
当 期 純 利 益		659,583

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,576,539	2,633,356	1,256,101	3,889,458
当事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	2,576,539	2,633,356	1,256,101	3,889,458

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
配当準備金		別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	473,000	190,000	1,030,000	4,945,717	6,638,717
当事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当				△314,027	△314,027
当 期 純 利 益				659,583	659,583
自 己 株 式 の 取 得					
土地再評価差額金の取崩				12,116	12,116
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	357,672	357,672
当 期 末 残 高	473,000	190,000	1,030,000	5,303,389	6,996,389

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金
当 期 首 残 高	△3,782	13,100,932	74,104	1,942,536
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△314,027		
当期純利益		659,583		
自己株式の取得	△169	△169		
土地再評価差額金の取崩		12,116		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			30,047	△12,116
当事業年度中の変動額合計	△169	357,503	30,047	△12,116
当 期 末 残 高	△3,952	13,458,435	104,151	1,930,419

	評価・換算差額等	純資産合計
	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	2,016,640	15,117,573
当事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△314,027
当期純利益		659,583
自己株式の取得		△169
土地再評価差額金の取崩		12,116
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	17,930	17,930
当事業年度中の変動額合計	17,930	375,433
当 期 末 残 高	2,034,571	15,493,006

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び当社が本社隣接地で行っている賃貸住宅事業に係る資産については全部を、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(リース資産を除く)

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 3年～50年

機 械 及 び 装 置 4年～10年

工 具、器 具 及 び 備 品 2年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 投資等損失引当金……関係会社に対する投資等に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められた額を計上しております。

ハ. 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

ニ. 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

ホ. 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異につきましては、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

ヘ. 執行役員退職慰労引当金……執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスとの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ分配する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で収益を認識する。

収益認識会計基準等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の収益は、子会社からの経営管理料や商品の輸出販売などになります。経営管理料においては、子会社への契約に応じたサービスを提供することが履行義務であり、サービスが実施された時点で当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益及び費用を認識しております。また、輸出販売においては、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。

(5) 追加情報

当社は、今後の新型コロナウイルス感染症の収束について、新型コロナウイルスの感染拡大により国内外の情勢は依然として不透明であり、現時点で今後の動向を見通すことは困難であるため、これによる影響は見込んでおりません。

そのため、新型コロナウイルス感染症が業績に与える影響は限定的であるとの前提にて、関係会社貸付金等の回収可能性に係る会計上の見積りを行っています。

2. 会計方針の変更に関する注記

① 収益認識に関する会計基準等の適用

収益認識会計基準等を当事業年度の期首から適用し、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

② 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社貸付金の評価

当事業年度の計算書類に計上した金額 (千円)

内容	金額
関係会社貸付金	3,317,838
関係会社長期貸付金	939,854
投資等損失引当金	△701,093
投資等損失引当金繰入額	163,844

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

関係会社貸付金のうち貸倒懸念債権に区分された貸付金の評価は、当該関係会社の事業計画及び返済計画を基礎として、個別に回収可能性を検討しております。過去の経営成績または将来の事業計画の実現可能性を考慮し、関係会社の財政状態等を勘案し、回収可能性に疑義が生じた場合には、必要と認めた額を投資等損失引当金として計上しております。

事業計画については経営環境の変動に係るリスク等により、翌事業年度以降の実績と異なることがあります。実績が異なっていた場合、経営成績等に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	1,832,377千円
構	築	28,282千円
土	地	2,772,283千円
投	資	89,724千円
有	価	
証	券	
計		<u>4,722,667千円</u>

② 担保に係る債務

短	期	借	入	金	566,640千円
長	期	借	入	金	250,164千円
(うち1年以内返済予定分					149,628千円)
計					<u>816,804千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,776,185千円

(3) 保証債務

2010年10月1日付の会社分割により、井村屋株式会社及び井村屋フーズ株式会社が承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。

井	村	屋	(株)	3,200千円
井	村	屋	フーズ(株)	300千円
計				<u>3,500千円</u>

関係会社の電子記録債務に係る金融機関に対する債務保証を行っております。

井	村	屋	(株)	1,476,258千円
井	村	屋	フーズ(株)	202,226千円
計				<u>1,678,485千円</u>

(4) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 593,440千円

(5) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 98,687千円

(6) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布 法律第24号、平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。

② 再評価を行った年月日

2002年3月31日

③ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,444,483千円

(7) 当社は運転資金の効率的な調達を行うために、取引銀行4行との間で貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	2,700,000千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	4,195,343千円
営業取引以外の取引高	48,848千円

(2) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 3,467,381千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式	1,800株
--------------------------------	--------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	8,507千円
賞与引当金	16,619千円
退職給付引当金	28,801千円
役員退職慰労金	26,890千円
執行役員退職慰労引当金	3,494千円
ゴルフ会員権評価損	14,546千円
関係会社株式評価損	159,586千円
関係会社出資金評価損	36,228千円
投資等損失引当金	211,660千円
投資有価証券評価損	46,723千円
関係会社株式（新設分割）	368,036千円
繰越欠損金	10,744千円
資産除去債務	40,830千円
その他	42,246千円
小計	1,014,916千円
評価性引当額	△558,522千円
繰延税金資産合計	456,393千円
繰延税金負債	
為替差益	△55,284千円
その他有価証券評価差額金	△28,348千円
資産除去債務に対応する除却費用	△31,727千円
繰延税金負債合計	△115,360千円
繰延税金資産の純額	341,033千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (注) 1	科 目	期 末 残 高 (注) 1	
子会社	井 村 屋 (株)	直接100%	経営の管理等	経営管理料の受取 (注) 2	1,574,358	関 係 会 社 未 収 入 金	140,542	
				商品の仕入 (注) 3	957,110	—	—	
				資金の貸付 (注) 4	4,620,039	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	3,039,557	
				受 取 利 息 (注) 4	28,570	—	—	
				債 務 保 証 (注) 6	1,476,258	—	—	
	井村屋フーズ(株)	直接100%	経営の管理等	経営の管理等	支 払 利 息 (注) 5	8,354	—	—
					債 務 保 証 (注) 6	202,226	—	—
					資金の貸付 (注) 5	290,420	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	63,737
					受 取 利 息 (注) 4	31	—	—
	IMURAYA USA,INC.	直接100%	経営の管理等	経営の管理等	貸付金の回収 (注) 7	243,290	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	122,390
							関 係 会 社 長 期 貸 付 金	801,654
					受 取 利 息 (注) 7	9,240	関 係 会 社 短 期 未 収 入 金	4,895
関 係 会 社 長 期 未 収 入 金							30,934	
商品の販売 (注) 8	501,963	売 掛 金	408,072					

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 期末残高の金額のうち、関係会社未収入金は消費税等を含んでおりますが、取引金額及びその他の科目については消費税等を含んでおりません。
2. 経営指導に関する手数料であり、合理的に算出して決定しております。
3. 仕入価格については、掲示された価格を検討の上決定しております。
4. 資金の貸付については、取引金額は期中の平均残高により記載しており、また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
5. 資金の借入については、取引金額は期中の平均残高により記載しており、また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
6. 関係会社の電子記録債務に係る金融機関に対する債務保証を行っております。
7. 資金の貸付及び受取利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
8. 販売価格その他の取引条件については、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,184円8銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 50円41銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

井村屋グループ株式会社
取締役会 御中五十鈴監査法人
津事務所指定社員 公認会計士 安井 広伸
業務執行社員指定社員 公認会計士 下津 和也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、井村屋グループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、井村屋グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

井村屋グループ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人
津事務所

指定社員 公認会計士 安井 広伸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 下津 和也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、井村屋グループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びそのグループ会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役員その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

井村屋グループ株式会社	監査役会			
常勤監査役	脇田	元	夫	㊟
常勤監査役	森井	英	行	㊟
社外監査役	若林	正	清	㊟
社外監査役	土田		繁	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実に配慮しつつ、株主の皆様への適切な利益還元を重要課題の一つと認識して、安定的な配当の継続を基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針及び今後の利益計画の達成見通しなどを勘案し、普通配当におきましては、1株当たり25円とさせていただきたいと存じます。

また、当社は、2022年度に創業125年、会社設立75周年を迎えます。つきましては、これまでご支援いただきました株主の皆様へ感謝の意を表するため、記念配当1円を加え、合計26円とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金26円（普通配当25円、記念配当1円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は340,194,400円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月20日となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第17条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めると共に、書面交付請求をした株主に公布する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>< 削除 ></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="385 184 517 208">< 新設 ></p> <p data-bbox="385 471 517 495">< 新設 ></p>	<p data-bbox="763 184 1046 208"><u>第17条（電子提供措置等）</u></p> <p data-bbox="787 217 1348 306">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="763 316 1348 435"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="777 471 848 495">（附則）</p> <p data-bbox="763 505 1348 817"><u>1. 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役若林正清氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

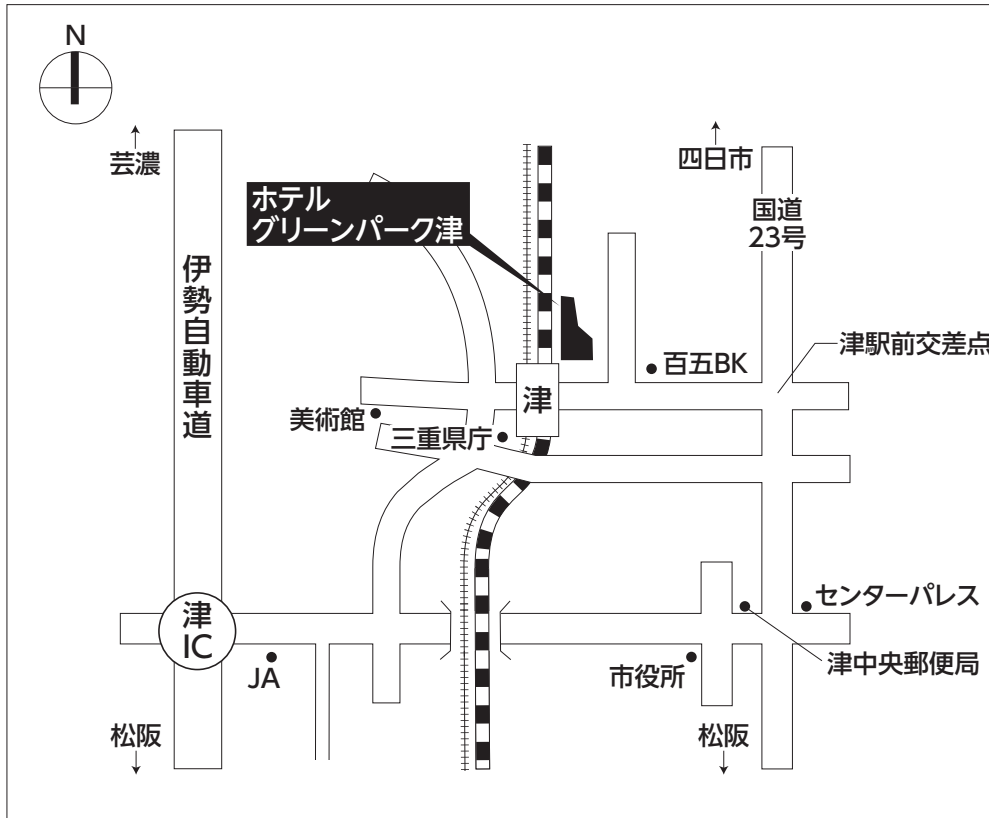
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
わかばやし まさきよ 若林正清 (1957年10月21日生)	1983年12月 社会保険労務士登録 1992年4月 中小企業診断士登録 1994年1月 有限会社近代総合労研創設、代表取締役(現任) 2004年1月 社会保険労務士法人若林労務経営事務所代表(現任) 2007年4月 特定社会保険労務士登録 2012年3月 三重県社会保険労務士会会長就任(現任) 2015年6月 全国社会保険労務士会連合会副会長(現任) 2015年12月 特定行政書士登録 2016年6月 当社監査役就任(現任)	0株
<p><社外監査役候補者とした理由について> 若林正清氏は、全国社会保険労務士会連合会副会長など全国的に活躍をされております。これまで社会保険労務士として培われた知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者若林正清氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、同氏を独立役員とする独立役員届出書を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出しております。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役が当社の社外監査役に就任してからの年数
若林正清氏は2016年6月に当社の社外監査役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
若林正清氏が監査役に選任された場合、当社は定款の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任に関し、社外監査役がその職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がなかった場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏が監査役に再任された場合には当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害及び費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図



○会場 ホテルグリーンパーク津 6階 伊勢・安濃の間

○所在地 三重県津市羽所町700番地

○電話番号 059-213-2111

○交通機関

JR・近鉄・伊勢鉄道「津」駅東口隣接

(名古屋より近鉄特急で約50分、大阪より近鉄特急で約85分)

※駐車場のご用意はいたしておりません。公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会のお土産はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。